

# 令和6年度 予算編成方針

令和5年10月

瑞浪市

## 令和6年度予算編成について

### 1. 国の経済・財政状況

我が国の経済は、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、内閣府が9月に発表した2023年4-6月期のGDP速報値では、前期比1.2%(年率換算4.8%)となった。9月の月例経済報告においては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。」としている。一方、国・地方の長期債務残高は、令和5年度年度末見込みで1,280兆円、対GDP比で224%に達する等、依然として極めて厳しい水準にある。

政府は、本年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」において、四半世紀にわたるデフレ経済からの脱却、急速に進行する少子化とその背景にある若年層の将来不安への対応、雇用形態や年齢、性別等を問わず生涯を通じて自らの働き方を選択でき、格差が固定化されない誰もが暮らしやすい包摂社会の実現、気候変動や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた持続可能な経済社会の構築など、我々の意識の変化や社会変革を求める構造的な課題に直面している。我が国は、こうした「時代の転換点」とも言える内外の構造的な課題の克服に向け、大胆な改革を進めることにより、新時代にふさわしい経済社会を創造していかなくてはならないとしている。

### 2. 地方の財政状況

本年8月31日に総務省から示された令和6年度地方財政収支の仮試算によると、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額については、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとし、対前年度比0.6兆円増の65.7兆円となっている。地方財政の規模は、前年度より0.9兆円増の92.9兆円で、歳入は、地方税が前年度比1.4%増、地方交付税が1.1%増、地方交付税の振替分である臨時財政対策債が29.0%減としている。また、歳出では、一般行政経費が1.7%増(社会保障費等の増)、投資的経費が前年度と同額となっている。国は、地方団体が、DX・GXの推進、こども・子育て政策の強化、地方への人の流れの強化等による個性をいかした地域づくりの推進、防災・減災、国土強靱化を始めとする安全・安心なくらしの実現、人への投資など、活力ある多様な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保するとしている。

岐阜県の令和4年度一般会計歳入決算額は、企業収益の回復や地方消費税の増を背景に、地方譲与税や地方消費税清算金が増加した一方で、臨時財政対策債の減により県債が減少したほか、地方交付税が減少したことなどから、全体では減少となっている。

歳出決算額についても、新型コロナウイルス感染症対策事業費が増加した一方で、県庁舎建設事業費、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の減などにより、全体では減少している。しかし、平成 21 年度をピークに減少を続けてきた公債費は令和 3 年度以降増加に転じることとなり、令和 4 年度末県債発行残高は 1 兆 7, 295 億円(前年度 1 兆 7, 104 億円)となり、実質公債費比率は 7.2%で前年比 1.1 ポイント悪化した。持続可能な財政運営を引き続き確保していくため、節度ある財政運営、歳入確保対策の推進、県財政の見える化を進めるとともに、デジタル技術の活用による質の高い行政運営、組織マネジメントの強化に取り組んでいくとしている。

### 3. 瑞浪市の財政状況と課題

地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにする財政健全化判断比率は、本市の令和 4 年度決算においては、4 指標ともに健全な範囲であった。実質公債費比率は 2.3%、前年度比 0.3 ポイントの減となり、将来負担比率は算定されず、早期健全化基準を大幅に下回った。市債残高は、令和 4 年度末の普通会計で 128 億 5 千万円、前年度比 3.9%の減、特別会計等を合わせた市全体の市債残高は 200 億 4 千万円、前年度比 5.3%の減となっている。今後は、複数の大規模事業が同時期に計画されており、一時的な借入額の増加が見込まれることから、健全な財政構造を維持しながら活力ある市政運営を行うよう努める必要がある。

令和 4 年度決算の歳入においては、固定資産税、都市計画税が増額となり、市税収入が 53 億円、前年度比 1 億 2 千万円、2.4%の増となった。地方交付税は、国税収入の増額によって、41 億円、前年度比 5.7%の増となった。なお、令和 3 年度に電源立地地域対策交付金(令和 3 年度交付額 5 億 7 千万円)の交付が終了しており、財政調整基金の取り崩しにより、激変緩和を図りつつ、通常の財政収支に戻していくこととしている。

次に歳出では、財政の柔軟性を示す指標である経常収支比率が 89.0%となり、令和 3 年度 87.4%と比べ 1.6 ポイント悪化した。これは、電気料などの高騰により経常経費が増加していることによるものだが、今後も少子高齢化の加速に伴う社会保障関係経費や老朽化した公共施設等の改修・維持管理経費等の増加が想定され、一層の経常経費の縮減を進める必要がある。さらに、東濃中部病院の建設、駅周辺再開発や道の駅整備等に代表される大規模事業が見込まれているため、その財源の確保が大きな課題となってくる。歳入の確保にこれまで以上に取り組むとともに、事務経費の細部までの見直しや行政 DX の推進による事務の効率化、経常的経費の削減に努め、安定した財政基盤の確立に努めなければならない。

### 4. 令和 6 年度予算編成における基本方針

先述のとおり、令和 6 年度においても、依然として厳しい財政運営が予想されることから、全ての職員が財政状況を十分に理解したうえで、全庁的な視点を持って予算編成にあたらなければならない。その上で、現在策定中の第 7 次瑞浪市総合計画や瑞浪市デジタル田園都市国家構想総合

戦略等に掲げる目標の実現を目指し、必要となる事業に重点的に予算を配分するとともに、行政サービスの受益と負担のバランスの取れたメリハリのある予算編成を基本とする。

特に、第 7 次総合計画における基本的な考え方については、今後 10 年間の重要な指針となるものであり、その内容を十分に踏まえた予算編成を行う。

#### (1) 総括的な事項

##### 1) 第 7 次総合計画の達成に向けた取り組み【5つの横断的視点】

第 7 次総合計画の基本計画全般における分野横断的な視点として、以下の取り組みを積極的に推進すること。

###### ①SDGs の推進

地域課題の解決や市民サービスの向上、持続可能な地域づくりの実現に向けて SDGs の取り組みを推進すること。

###### ②DX・GX の推進

人口減少・少子高齢化対策、地域活性化対策など、あらゆる分野において豊かさを享受できるよう、デジタル技術の活用を推進すること。また、環境問題や省エネルギー・新エネルギーへの取組を強化すること。

###### ③シティプロモーションの推進

多様なツールを活用し、市全体としてのプロモーションの一体性を確保しつつシティプロモーションを推進すること。また、各種団体等との連携を図り、効果的な情報発信に努めること。

###### ④行政改革の推進

行政サービスの質と経費バランスを念頭に置きながら、第5次瑞浪市行政改革大綱に掲げた「行政の質の向上」を推進すること。

###### ⑤協働の推進

人口減少や担い手づくりなどの地域課題の解決に向け、地域の活力を取り入れ、新たな価値を共創する取り組みを推進すること。

##### 2) 第 7 次総合計画の達成に向けた取り組み【2つの重点施策】

第 7 次総合計画の重点施策については、特に重点的に取り組むこと。

###### ①子育て支援

若い世代が安心して働き、子どもを産み育てることのできよう、支援・相談体制の充実を図り、人・未来を育むまちづくりを実現すること。

###### ②シティプロモーション

瑞浪市プロモーション基本方針に基づき、地域の価値を高め、その魅力や情報が効果的に伝わるよう工夫を凝らすこと。必要に応じて、全庁横断的に取り組み、時勢や社会情勢等を踏まえつつ柔軟に対応し、広く市のブランド価値を浸透させるよう努めること。

### 3) 国が進める経済財政運営と改革への対応

国が「経済財政運営と改革の基本方針 2023」において改革を進めている「加速する新しい資本主義」に積極的に対応するため、主体性をもって少子化対策・子ども政策の抜本的強化、デジタル変革への対応(DX)、グリーン化の加速(GX)、個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大に取り組むこと。また、デジタルの力を活用した行政サービスの向上や安全・安心なくらしの実現を図るとともに、経費の削減や業務のスリム化、効率的な執行体制の構築に努めること。

### 4) 未来に向けた活力ある節目の一年～市制 70 周年～

令和 6 年度は市制 70 周年の節目の年となることから、先人のたゆみない努力に敬意を払い、市民とともに祝えるよう、職員一人ひとりが未来につながる魅力ある施策を積極的に提案し、事業展開していくよう努めること。既存事業においても、市制 70 周年記念事業として、内容の拡充について検討すること。

## (2) 個別的事項

### 1) 歳入に関する事項

歳入において、電源立地地域対策交付金の交付が令和 3 年度をもって終了し、その激変緩和として財政調整基金の繰り入れを想定しているものの、一般財源の不足が懸念されている。そのため、全ての事業において、特定財源を十分に調査し、財源の確保に努めること。特定財源の把握に当たっては、安易に前年度の例に従うことなく、国・県の補助制度等の動向等に十分注意を払い、新たな財源の確保に努めること(必要に応じて補助制度の新設、拡充の要望を行うこと)。また、受益者負担のあり方についても、その必要性や市場性など十分に配慮すること。

#### ①市税

今後の経済情勢・税制改正等の動きに十分留意しつつ、過去の実績等を踏まえ、課税客体・課税標準額を的確に把握し積算すること。また、債権管理の適正化を図り、税負担の公平性の確保に努めるとともに、滞納整理の着実な実施等、徴収率の向上に努め、滞納繰越を発生させないために、特に現年分の徴収強化に努めること。

#### ②地方譲与税・ゴルフ場利用税・地方交付税等

国の予算や地方財政計画及び税制改正の大綱、また過去の実績等を勘案し、適正な収入見込額を計上すること。

#### ③分担金及び負担金

事業の性格、受益の程度、他事業との均衡に配慮するとともに、他市の状況を勘案し必要な見直しを行い、負担の適正化に努めること。

#### ④使用料及び手数料

物価の推移、当該事務処理に係るコストの状況に照らして、実態に即していないものにつ

いては、負担の公平性確保の面から検討し適正化を図ること。

#### ⑤国庫支出金・県支出金

国・県の予算編成の状況を注視し、補助対象事業の内容・補助基本額・補助率等を的確に把握し、適正な収入見込額を計上すること。前年度の例に従うことなく、最新の補助制度の内容を確認すること。

#### ⑥財産収入

財産の現況を正確に把握し、財産売払収入については時価に即した適正な価格を、財産貸付収入については昨今の経済情勢を考慮のうえ、適正な額を算定すること。

#### ⑦寄附金

ふるさと寄附金については、過去の実績、市場の趨勢や増額を狙った様々な取り組みを加味し、今後の推移を適正に積算し、計上すること。用途を限定した指定寄附金については、歳出予算の当該指定行政目的事業費の特定財源となるため、適切に計上すること。

#### ⑧市債

事業の必要性・事業効果はもとより、交付税措置についても配意して適債事業を選定するとともに、健全な財政運営を図るため、適正な範囲内で予算計上すること。また、将来的な公債費負担を勘案し、資金調達方法等を十分検討のうえ、より低コストの資金調達や、償還額の平準化等を図ること。

#### ⑨その他

国・県以外の公的団体や民間団体による助成制度についても、積極的に情報収集を行い、市の施策事業への活用を検討すること。過去の実績等も勘案して、金額の多少にかかわらず漏れなく収入見込額を計上すること。

### 2) 歳出に関する事項

歳出においては、事業の優先順位付けを行い、実施時期の再検討や役割を終えた事業の廃止、縮小などの抜本的な見直しを行うとともに、その必要性、効率性、財源及びその効果について実効性の高いPDCAサイクルを確立し、求められている行政課題に適切に対応すること。

国・県の様々な情報や先進市の取り組み等を参考にし、既定の内容にとらわれず、創意工夫を凝らすこと。また、令和4年度実績値等を参考に、一般財源ベースで当初予算を令和5年度当初予算以下となるよう積算すること。

現在、政府が策定を進めている総合経済対策については、国・県の施策等の動向を注視し、適切かつ柔軟に対応すること。また、国の補正予算等の状況により、前倒し実施が可能な事業については令和5年度補正予算で要求するなど、情報収集を積極的に行い、遺漏のないよう対応すること。

第7次総合計画実施計画計上事業については、計画額の範囲内で調整するとともに、積算の根拠となる書類を添付すること。(事業内容、積算額等が不明確な予算要求は認められない。)また、計画額を超える要求については認めない。しかしながら、実施計画決定後の諸般の情勢

の変化による、やむを得ない事業費の増額変更については、その合理的な理由を付して予算要求すること。

新規事業、拡充事業については、既存事業の廃止・縮小などによる一般財源の確保を前提に、必要性、効率性、効果等を十分に検討のうえ、各部課の一般財源の範囲内で要求するものとする。

既定の事務事業や経費について、原則 10 万円未満の事業については、廃止または統合すること。事業の必要性・効果・受益対象者・負担率等について精査し、効果、執行率の低い事業については見直しまたは廃止すること。

### ①人件費

定員適正化計画により適正な定員管理を確実に推進することとし、新たな行政需要、施設の新増設等についても、原則として職員配置転換等により対処すること。また、職員研修、人事評価制度の活用など人材育成の取り組みを積極的に推進すること。さらに、組織の見直しや、AI・RPA 等のデジタル技術を活用した事務処理の簡素化・効率化を図るとともに、施設の管理運営をはじめ各種の事務事業についても、経費の節減効果を十分検討のうえ、指定管理者制度やアウトソーシングの導入・拡大を図り、行政体制の再構築を進めること。

会計年度任用職員は、既存の事務事業の効率化や職員の事務配分の見直しなど、業務遂行体制の改善による対応を第一に検討し、やむを得ない場合にのみ検討すること。このため、経常的な予算の要求は認められない。予算計上に当たっては、事前に秘書課と協議のうえ要求することとするが、秘書課承認案件であっても様々な事情から、予算が保障されるものではない。

また、非常勤の特別職職員である附属機関の委員等報酬については、「瑞浪市附属機関等に関する基本方針」(平成 29 年 3 月 21 日改訂)に基づき、附属機関として仕分けされた委員等のみ計上すること。この基本方針において懇談会等に仕分けされた場合は、後述する補助費等の報償費に計上すること。

### ②物件費

経常的な事務・管理経費については、令和 4 年度実績値を参考に、物価状況等を注視し、適切に計上すること。特に事務消耗品等は徹底した削減を図ること。ペーパーレス化を促進するため、日頃の意識改革と業務内容の見直しを行い、紙の削減に努めること。また、電気代、燃料費等については、使用量の削減を進めるとともに、多方面からの情報収集により適切な積算を行うこと。各課等においては、事務消耗品費、燃料費等の削減方策を個別具体的に検討し、予算見積書の「予算見積概要の 3)事務事業等見直し及び改善事項」欄に必ず記入すること(記載欄が不足する場合は別紙に記載し添付すること)。

公共施設の管理運営は、瑞浪市公共施設等総合管理計画に沿って、長期的な視点を持ち、更新や統廃合、長寿命化を推進していく中で、財政負担の軽減と平準化を図ること。

物品のリースについてはコピーパフォーマンス契約以外、経常的経費抑制のため買取につ

いても検討すること(現在のリース物件で状態がよいものは、再リース等も検討すること)。

委託料については、費用対効果を十分に検討し、人件費等の経費削減効果の高いものは積極的に導入を図ること。この場合、経費削減の効果額を記載するとともに、その積算においては人件費の積算や労務管理等、法令等遵守の徹底を図り積算根拠を明示すること。特に、指定管理者制度を導入している施設については、諸般の情勢を勘案し、適切に費用の積算を行うこと。また、施設修繕に係る経費負担を明確にしておくとともに、施設管理が安全かつ適切に行われるように指導を徹底すること。

また、バス借上料については、平成 27 年度に市有バスが廃止されたことから、バス利用の在り方を見直し、市の事業ではないものの計上は行わないこと。

電算処理システムの改良・新規導入については、事前に企画政策課情報ネットワーク係と協議のうえ予算要求すること。

旅費、食糧費については、以下の通りとする。

(ア) 旅費 県内の宿泊、長距離の複数人の出張は認めない。出張の場所・目的を明確にし、正確な積算を行うこと。各種の審議会委員等の視察研修については、任期中 1 回とし削減に努めること。

(イ) 食糧費 官公庁間(検査など。)及び、職員(特別職を除く。)に対する食糧費(ペットボトル等飲料含む。)は認められない。食糧費の必要となる会議の出席人数は最小限に抑えること。昼食をはさむ会議・研修等は計画しないこと。また、夜の会食は厳に慎むこと。会議時の飲み物はペットボトル等を限度とする。

### ③補助費等

負担金・補助及び交付金については、その財源の殆どが一般財源であることに留意し、行革大綱の行動計画及び補助金等の交付基準、負担金及び交付金の基本方針に従い、必ず規則・要綱等を整備し終期を設定すること。また、その目的・事業効果を検証し、適切に対応すること。

運営補助金は、法令等(条例、規則を含む。)で別に定めのあるものを除き、予算は認められない(現在、法令等の定めのないもので必要な場合は、補助対象ごとに条例または規則を定めること)。

事業補助金は要綱等に従い、終期及び評価の結果等を記載すること。交付金については「市の実施すべき事業」の規定に合致するもののうち、費用対効果等を十分に検証し、当該交付金の規則等に基づき評価の結果等を記載のうえ予算要求すること。

次に掲げるものは廃止すること。

(ア) 奨励的な補助金で概ね 5 年を経過し、当初の補助目的を達成したもの。

(イ) 補助・交付金で効果に疑問のあるもの、及び公的関与の範囲を超えていると認められるもの。

(ウ) 補助・交付金で受益者が少数で固定されているもの(扶助的なものを除く。)や、趣味サークル・同好会の要素を含む団体に対するもの。



(エ) 負担金でその会費等の一部であっても、その使途が公費で賄われることに疑問があるもの。(個人の資格に係る加入団体への負担金など。)

(オ) 他団体の同一部署間との勉強会的団体に対する負担金で、明らかに研修に係る費用を超える会費を徴収するもの。報償費について、1 人件費で記述した懇談会等に仕分けされた委員等については、懇談会等出席者謝礼金支払い基準により、適切に計上すること。また、講演会や研修等において、講演や講義を行う講師等に対する講演謝礼金については、講師等報償費支払い基準を参考に適切に計上すること。

#### ④扶助費

扶助費については、国・県等の試算や過去の支給状況等を参考に、制度に従い適切に積算し計上すること。特定財源についても、国や県へ要望をするなど確保に努め、適切に計上すること。

#### ⑤維持補修費

維持補修費については、法令や公共施設等総合管理計画等に従い、計画的に執行することとし、市民の安全・安心と利便性の向上のため、施設等の管理に十分注意を払い、施設管理者として適切に対応すること。また、施設の維持補修費は、都市計画課土地建築施設係の査定を参考に予算化するため、保守点検等により指摘のあった修繕や突発的な故障に対応する費用、軽微なもの等を除き、査定のない案件については、予算要求がなかったものとする。毎年発生する補修等の経費は、過年度の状況等から適切な金額を計上すること。耐用年数を大幅に超えるような建物附属設備(電気施設、給排水施設、冷暖房設備等)に係る維持補修費は、各施設の管理者が常に状況を確認し、適切な時期に予算計上すること。

#### ⑥投資的経費

投資的経費は、第 7 次総合計画実施計画に位置付けられる事業に優先的に予算配分するものとし、その中でも市長マニフェストや総合戦略に掲げる施策事業に重点を置く。しかし、当初予算では人件費、扶助費、公債費に代表される義務的経費を優先する必要もあるため、投資的経費については残りの一般財源の範囲内で予算化することになる。したがって、国・県等の特定財源のない事業にあつては、第 7 次総合計画実施計画に位置づけられた事業であっても、一般財源の状況により予算配分されない場合もある。

国や県の補助事業については、投資効果や超過負担の有無、あるいは事務負担等を勘案し、計画的に事業実施にあたること。市単独事業については、特に必要性、緊急性の高い事業を重点的に選定し、実施する予定である。なお、大規模建設事業の予算要求に当たっては、実施設計等に基づき要求すること(実施設計等のないものは、予算は認められない)。

普通建設事業においては、市民サービスを優先し早期に目的となる事業を完了するという観点から、設計から建設に至る実施時期や特定財源の確保(補助申請)等のスケジュール管理をしっかりと行い、効果の高いタイミングで事業が行えるよう努めること。財政的にも有利となる時期、条件も考慮し、柔軟な計画を立てること。債務負担行為を活用するなどし、設計と施工に無駄な空白の期間を設けることなく事業を進めること。

また、施設整備にあたっては、その整備費用とその後の運営費を合わせて費用の圧縮を図り、それらに係る費用の回収についても総合的に検討すること。

施設の建設、改修等に係る事業で、設計・監理等を都市計画課土地建築施設係に委託を要する案件は、予算要求前に同係と調整のうえ、必要な事項の予算を要求すること。

#### ⑦備品購入費

備品については、購入備品名を明示し、必要な理由、及び積算の根拠を記し予算要求すること。執行にあたっては原則第2四半期までに購入するものとし、第3四半期以降に購入予定の場合は、その理由を積算欄に記載すること。また、購入備品の変更、及び入札差金の執行については厳に慎むこと。

特殊車両を除く公用車については、各部署単位で削減の方向で検討すること。特定財源があったとしても、上記のような検討がなされていなければ、予算化されるものではない。また、更新に当たっては総務課管財係と協議すること。OA機器についても、デジタル化の促進を図り、計画的に導入・配置する必要があるため、企画政策課情報ネットワーク係と協議すること。

#### ⑧長期継続契約

瑞浪市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成19年10月1日施行)に基づく長期継続契約に係る予算については、複数年契約による経費の節減が図られるように努めるとともに、予算見積書に「長期継続契約」と必ず記載すること。(自治法234条の3による電気、ガス、水、通信役務、不動産借受の契約についてはこの必要はない。)

#### ⑨その他

債務負担行為、及び継続費については、後年度の財政負担を義務づけるものであり、将来の財政運営を圧迫する要因となるので、その設定については対象事業、限度額、後年度の財源確保の見通し、契約時期等を慎重に検討のうえ要求すること。その際、予算見積書に「債務負担行為」「継続費」と必ず記載すること。

次年度当初から履行の始まるもので、本年度内に契約をする必要のある場合(長期継続契約(履行期間が1年を超えるもの:契約審査委員会の審査案件)を除く。)は、補正予算対応とする。(債務負担行為の限度額については金額を基本とし、文言記載は原則認められない。)

### 3) その他の事項

予算見積書の作成においては、最新の経済情勢、物価状況に注視し、法令等に基づいた合理的な積算にし、簡潔で分かりやすい表現を用い、広く市民に説明できるものとする。

また、今後は恒久的な一般財源の大幅な不足が想定されることから、予算見積書の「予算見積概要の3)事務事業等見直し及び改善事項」欄に、削減した内容や事業を具体的に記載すること。

予算執行率の低い事業、または予算の流充用を行った事業については、事業の見直しを行うこと。その際、令和4年度決算において、予算執行率が70%未満の事業を計上する場合は、事業概要に執行率が70%未満となった理由、及び事業の必要性を記載すること。

また、債権管理体制を強化し、歳入の確保にも努めるとともに、時代に即した住民の負託に応えられる施策・事業の展開を図ること。

各種制度改正に伴う予算要求は、情報収集に努め、その内容を十分に理解したうえで、適切な予算要求を行うこと。事業内容の曖昧なものや、補正を前提とした事業の予算見積もりは行わないこと。事業予算科目・積算金額は明確な根拠を基に正確に計上すること。

地権者の同意を要する事業については、地権者の意向を十分に確認、調整のうえ、また、各種団体等からの要望による事業については、市が行う事業として公平性、公正性を保てる事業のみ予算要求すること。

地域参加型の行政を進めるため、行政施策の立案・実施に係るさまざまな場面で、市民参加の機会を確保すること。また、男女共同参画社会形成を推進する立場から各種の委員会だけでなく、実際の事務事業の実施過程においても、職員を含め女性の参加について積極的に推進すること。

予算見積書は担当職員のみで作成することなく、課・係等の責任者が内容を十分に把握し、必要に応じ関係部課等との調整を行ったうえで提出すること。

社会情勢や過去の実績を十分に考慮した適切な予算計上を心がけるとともに、年度途中においても、予算の執行管理を適切に行ない、剰余金の発生や予算以上の収入見込みがある場合は、適切な時期に補正予算の対応を行うこと。

#### 4) 特別会計・企業会計

特別会計・企業会計の予算編成については、一般会計に準ずるものとし、経営については、独立採算の原則に従い、これまで以上に合理化・効率化を図り、受益者負担の原則により、公平で適正な料金等収入に努めること。

歳入歳出においては、会計の性格上、特定の歳出に対して特定の収入を充てることにより成り立っていることから、過去の伸び率や周辺自治体の実績などを複合的に勘案したうえで、制度改正等に適切に対応した予算見積もりを行うこと。

一般会計からの繰出金、出資及び補助金については、原則的に繰出基準の範囲内とする。ただし、事業の性格上、やむを得ないものについては基準外繰出を認めるものであるが、繰出基準内・外の充当経費の区分ごとに具体的に積算根拠を示して要求すること。

担 当 課	総務部総務課財政係
直通電話	0572-68-9726
内 線	328